



平成 30 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 内外トランスライン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 常 多 晃
(コード番号：9384 東証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 三 根 英 樹
経 営 企 画 部 長
(TEL 06-6260-4800)

認定通関業者制度（AEO 通関業者制度）認定取得のお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 19 日付にて、東京税関長より認定通関業者制度（AEO 通関業者制度）における「認定通関業者」として認定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 認定通関業者制度について

認定通関業者制度（AEO 通関業者制度）とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された通関業者のための制度であり、税関が認定することにより通関手続の特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物のリードタイム短縮等が図れることになる制度であります。（税関ホームページより抜粋）

2. 当該制度のメリット

これによる当社のメリットは輸出貨物の通関手続きについて保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告を行うことができ、また輸入貨物の通関手続きについて、貨物の引取後に納税申告を行えるなど、お客様の利便性が向上し、円滑な手続きが可能となります。

AEO は、AEO 制度を有する二国間で相互に承認することにより合意に達します。

一般の AEO「認定通関業者」取得により、当社による輸出入貨物が米国はじめ相互承認国（※）での通関の際一定の優遇措置を受けることとなり、これらの国との貿易が一層安全かつ円滑になるものと考えます。

3. 認定内容

認定内容： 認定通関業者

認定日： 平成 30 年 4 月 19 日

4. 当社が認定通関業者として通関業務を行う営業所

東京支店 東京都中央区日本橋三丁目 8 番 2 号

横浜支店 神奈川県横浜市中区日本大通 60 番地

5. 今後の対応

当社は、今後、AEO 認定業者として、輸出入関連業務における貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス体制をより強固なものとし、国際総合フレイトフォワードャーとしてお客様に最適な物流サービスを提供することに注力してまいります。

※相互承認国

平成 30 年 4 月 1 日現在の相互承認国は以下のとおりです。

・米国 ・ニュージーランド ・カナダ ・EU ・シンガポール ・韓国 ・マレーシア ・香港

以 上